

10 伊達市保育所等の利用調整基準

保育所・認定こども園の保育部分の利用調整は、市が定めた利用調整基準に基づき入所児童の優先順位を決定します。

(1) 優先順位の決定方法

保育を必要とする事由やその状況に応じた「基本点数」及びその他の状況に応じた「調整点数」の合計点数の高い世帯の児童から優先順位を決定します。また、合計点数が同一の場合には、「同一点数時の順位表」により優先順位を決定します。

①基本点数

伊達市保育の必要性の認定等に関する基準を定める条例に基づき、保育を必要とする事由に従い決定します。

- ・ 父母の保育を必要とする事由・状況に応じて、それぞれ基本点数を決定し、父母それぞれの基本点数を合算して世帯の基本点数とします。
- ・ ひとり親世帯は、当該ひとり親の基本点数に「100点」を合算して世帯の基本点数とします。
- ・ 父母がいない場合は、その他の保護者の基本点数で決定します。

②調整点数

①保育の代替手段、②世帯状況、③就労状況、④きょうだいの状況、⑤昨年度の保育状況に応じて加点・減点します。

③同一点数時の順位

基本点数と調整点数の合計が同一の世帯は、同一点数時の順位表の該当順により判断します。

(2) 基本点数表

世帯

事由	状況	点数	保育を必要とする理由・保護者の就労状況等
①就労		100	月実働160時間以上就労している。
		90	月実働140時間以上160時間未満就労している。
		80	月実働120時間以上140時間未満就労している。
		70	月実働100時間以上120時間未満就労している。
		60	月実働64時間以上100時間未満就労している。
②妊娠・出産		80	母が出産又は出産予定日の前後2か月の期間にあり、出産の休養を要する場合
③保護者の疾病・障がい等	疾病	100	入院、又は入院に相当する治療・安静が必要で日常生活が不能な場合
		70	通院加療を行い、常に安静を要するなど保育が著しく困難な場合
		50	疾病により保育に支障がある場合
	障がい	100	身体障害者手帳1～2級、及び精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳Aの交付を受けていて保育が困難な場合
		80	身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳B・Cの交付を受けていて保育が困難な場合
		60	身体障害者手帳の交付を受けていて保育が困難な場合
④同居親族等の看護・介護		100	常時看護(介護)が必要であり、月160時間以上の保育が困難である。 (1日8時間以上かつ月20日以上完全看護が必要な場合)
		70	入院、通院、通所の付添いのため、月100時間以上の保育が困難である。 (1日5時間以上かつ月20日以上付添いが必要な場合)
		50	入院、通院、通所の付添いのため、月64時間以上の保育が困難である。 (1日4時間以上で月12日以上付添いが必要な場合)
⑤災害復旧		100	震災・風水害・火災その他の災害により自宅の復旧にあたっている場合
⑥求職活動		20	求職中(就労先未定)である場合
⑦就学		80	職業訓練校、専門学校、大学等に月120時間以上就学している場合
		50	職業訓練校、専門学校、大学等に月64時間以上就学している場合
⑧虐待・DV		—	当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。
⑨育休継続利用		—	育児休業取得時に、既に上の子が保育所等に入所している場合は、上の子の継続利用を認めるため、利用調整は必要ない。
⑩保育士等		—	保育士(保育助手を含む)、幼稚園教諭、保育教諭が伊達市内の保育所、認定こども園、幼稚園で勤務する場合で、子が保育所利用を希望する場合は優先入所とする。
⑪その他		—	上記に類すると認められる場合は、当該児童及び世帯の状況に応じて別途判断する。

(注)

- ※ 父母が複数の事由に該当する場合は、各々の事由のうち基本点数の高い方を採用します。
- ※ 就労時間には休憩時間を含みます。また、不規則勤務等、表記の就労日数及び時間数によりがたい場合は別途判断とします。
- ※ 同居親族等の看護・介護は、介護サービス等が利用できる時間帯を除きます。
- ※ 就労時間には通勤時間を含みません。
- ※ 保育士等の優先入所にあたり、事務職員・調理員・用務員は含まれません。また、保育助手は資格の有無は問いません。

(3) 調整点数表

区 分	内 容	調整点数
① 保育の代替手段	児童と同居の祖父母が65歳未満であり、保育を必要とする事由がない場合	-5
	育児休業後、復職時（4月2日以降）に利用を希望する場合	20
② 世帯状況	ひとり親世帯である場合	50
	ひとり親世帯であって、かつ求職中である場合	80
	生活保護世帯で、自立支援のため必要と認められる場合	30
	生活中心者の失業の場合（リストラ・事業所の倒産など本人の意に反した失業に限る。）	20
	児童本人が精神または身体に障がいを持っている場合	10
	児童の日常生活において環境不良と認められる場合	10
③ 就労状況	父母のうちいずれかが単身赴任	10
④ きょうだいの状況	既にきょうだいを利用中の保育施設等を希望する場合	30
	きょうだいと同時に申込みをする場合	10
	特定教育・保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園等）に通所していないまたは申込みをしない未就学の児童がいるとき	-10
⑤ 昨年度の保育状況	前年度通っていた保育所に継続入所を希望する場合	100
	前年度通っていた認定こども園に継続入所を希望する場合	100
	地域型保育事業（小規模保育、事業所内保育等）の卒園児である場合	100
	転所を希望する場合	80
	同一認定こども園において、1号認定から2号認定へ変更する場合	80
	前年度（令和3年12月4日（土）から令和4年3月31日（木）まで）に入所申し込みをしたが、いまだ待機している場合	50

(4) 同一点数時の順位表

順位	内 容
1	伊達市民である。（転入予定者を含む。）
2	基本点数が高い順
3	同居者なしのひとり親世帯または生活保護世帯
4	同世帯に障がい者がいる場合
5	前年度市民税所得割額の低い世帯